

国立大学法人山口大学一般事業主行動計画

趣 旨

本学においては、平成17年度から次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づき定められた行動計画策定指針の基本的な視点を踏まえ、

- ① 男性も女性も共に、全ての職員が個性と能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図り、
- ② 仕事と子育てを両立させることができ、また地域社会との共存を図りながら教育研究活動を行うために、行動計画を定め、積極的な両立支援のための取組みを進めています。

このたび、第二期行動計画（平成22年4月1日から平成27年3月31日）の施策を継承した次のような第三期行動計画を定め、引き続き積極的な両立支援のための取組みを進めていきます。

1. 計画期間

次世代育成対策推進法は平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法であるところ、平成26年4月の改正で法律の有効期限が平成37年3月31日に延長された。この計画は、前半の期間である平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。

2. 内容

目標1 母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施する。

〈対策〉・ホームページを通じて、母性保護及び母性健康管理についての制度の周知、啓発を図る。

目標2 子どもの出生時における父親の育児参加休暇の取得しやすい職場環境づくりを進め、休暇取得促進を図る。

〈対策〉・研修等の機会及びホームページを通じて周知・啓発を行い、男性職員がより育児参加休暇を取得しやすい職場環境づくりを行う。

目標3 育児休業の取得しやすい職場環境づくりへの協力を進め、男性職員の育児休業取得者の増加を図る。

〈対策〉・研修等の機会及びホームページを通じて周知・啓発を行い、男性職員がより育児休業を取得しやすい職場環境づくりを行う。

目標4 時間外勤務の縮減及び休暇の取得促進を図る。

〈対策〉・職員の健康維持・増進，ワークライフバランスを高める意識の醸成及び省エネ等に寄与することを目的として，部署単位で週1日以上 of 定時退勤日の設定を継続して実施し、定着させる。

・ホームページを通じて、休暇制度についての制度の周知、啓発を図る。

目標5 ライフイベントと仕事の両立を行うことのできる職場環境を目指し、また、多様な勤務形態を検討する。

〈対策〉・本学でワークライフバランスに取り組んでいる教職員のロールモデルを発信し、仕事と生活の両立支援に関する意識の醸成を図る。

・IT(テレワーク)を利用した在宅勤務制度の導入を検討する。

・女性研究者が生涯現役で活躍できる職場環境を充実させる。

目標6 平成25年度に加入した「やまぐち子育て連盟」で、山口県、山口県内の市町村、企業等と連携して、少子化対策や子育て支援の取り組みを実施する。

〈対策〉・少子化対策・子育て支援のため普及啓発、情報収集、子育て支援のため具体的な実践活動を行う。